

# 後期高齢者医療制度のお知らせ

問い合わせ 市民課国保年金係 ☎内線3132



## 保険料額決定通知書を8月中旬に発送します

後期高齢者医療保険料は、均等割額と所得割額の合計です。本年度の均等割額は4万3,600円、所得割率は8.60パーセントで、1人当たりの上限額は57万円です(所得の少ない人は保険料が軽減されます)。決定した本年度の保険料から仮徴収で納めた額を差し引いた残りを納めていただきます。

※徴収方法により本徴収の期別が異なります(別表1)

## 納付方法が変更できます

現在、特別徴収(年金から天引き)の人は、金融機関への口座振替申請と、市役所へ特別徴収の中止申請をすることで、納付方法を特別徴収から口座振替へ変更できます。

また、普通徴収(納付書で納付、または口座振替)の人(特別徴収の中止申請を済ませた人を除く)も、次の①から③までの全てに該当する場合は、自動的に特別徴収に切り替わります。

- ①介護保険料が年金から天引きされている
  - ②介護保険料が天引きされている年金の受給額が、年額18万円以上
  - ③介護保険料額と後期高齢者医療保険料額の合計が、②の年金額の2分の1以下
- ※特別徴収を希望しない人は、口座振替の申請と特別徴収の中止申請をしてください



## 申請に必要なもの

■口座振替申請 通帳、通帳の届け出印

■特別徴収中止申請 後期高齢者医療被保険者証、印鑑

※口座振替に変更した場合、その社会保険料控除は、口座振替により支払った人に適用されます

## 仮算定と本算定

納期	1期(4月)	2期(6月)	3期(8月)	4期(10月)	5期(12月)	6期(2月)
徴収方法	仮算定			本算定		
特別徴収 年金から天引き	前年度の第6期(2月)と同額			(確定した年額－仮算定額)を3で割った金額		
普通徴収 納付書納付 口座振替	仮算定			本算定		
	前年度の年額を6で割った金額			(確定した年額－仮算定額)を4で割った金額		

国民年金保険料には、一定期間をまとめて納める前納制度があり、6カ月分を口座振替で前納すると1040円、現金納付では740円が割引されます。

■口座振替での前納  
8月末日までに金融機関、または渋川年金事務所まで申請をお願いします。申請には、預貯金通帳、預貯金通帳届出印、基礎年金番号が分かる書類(年金手帳、国民年金保険料納付書など)が必要です。

■現金納付での前納  
国民年金保険料納付案内書にある「下期」の納付書で、10月末日までに納付してください。

※前納後に厚生年金に加入した場合などには、それ以降の期間の保険料は還付されます

問い合わせ 渋川年金事務所 ☎0279-1607

## 年金の窓口からのお知らせ



# 介護保険料が確定

問い合わせ 高齢福祉課介護保険係(東原庁舎内) ☎内線77253

介護保険料は、世帯や本人の所得や課税の状況により7段階に分けられ、それによって決まった保険料(年額)を年6回の納期に振り分けて納めます。

## 仮算定と本算定

各期の保険料は、前年分所得の確定前は前年度保険料を基に仮算定(前ページ別表1)し、所得の確定後は「介護保険料(年額)(別表2)で本算定を行います。仮算定との過不足分は、本算定で調整されます。

## 納付方法

65歳以上の人(第1号被保険者)は、介護保険料の納入方法が次の2通りあります。

### ①特別徴収(年金天引き)

日本年金機構などの指定により、年金から直接納める方法。

### 対象 老齢基礎年金や退職年金、遺族年金、障害年金などを年間18万円以上受給している人

②普通徴収(納付書納付、または口座振替)  
市から送付する納付書により、金融機関などに直接納める方法。

## 対象 特別徴収に該当しない人

年度途中に65歳に到達した人 または転入した人

※普通徴収の人は、口座振替が便利です。各金融機関で手続きをしてください

## 保険料を納めないでいると

介護保険は介護の必要な人を社会全体で支え合う制度です。特別な理由もなく保険料を納めないでいると、介護サービスを利用したときに掛かる費用の全額負担や保険給付の支払い差し止めなどの制約を受けることがあります。

また、保険料が時効(2年)となった場合、その期間と金額に応じて保険給付額が減額されることがあり、サービスを利用するときの負担が大きくなります。納付を忘れている人は早めに保険料を納めましょう。

## 介護保険料(年額)

(別表2)

所得段階	対象	調整率	保険料額 (平成24～26年度)	
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	生活保護を受けている人、または老齢福祉年金を受給している人	基準額×0.50	26,300円
第2段階		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.50	26,300円
第3段階 (軽減措置あり)		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円以下の人	基準額×0.65	34,200円
第3段階 (軽減措置なし)		課税年金収入額と合計所得金額の合算額が120万円を超える人	基準額×0.75	39,400円
第4段階 (軽減措置あり)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円以下の人	基準額×0.90	47,300円	
第4段階 (軽減措置なし)	世帯内に市民税課税者がいるが、本人は市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合算額が80万円を超える人	基準額	52,600円	
第5段階	本人が 市民税課税	合計所得金額が190万円未満の人	基準額×1.25	65,700円
第6段階		合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.50	78,900円
第7段階		合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.75	92,000円

## 保養事業を実施します ～温泉でゆっくりしてみませんか～

問い合わせ 高齢福祉課高齢福祉係(東原庁舎内) ☎内線77255

70歳以上のひとり暮らしの人を対象に、孤独感を和らげ、心身の健康増進を図ることを目的として実施します。

ぜひ、気軽にご参加ください。

とき 9月24日(水)、25日(木)の1泊2日

ところ 老神温泉

対象 市内在住で、満70歳以上のひとり暮らしをしている所得税非課税世帯の人

※白沢町・利根町の人を除く(白沢町・利根町の方は後日別に募集します)

定員 180人(超えた場合は抽選)

参加費 2,000円(当日集金)

申し込み 8月15日(金)までに、各町の老人クラブ会長、または民生児童委員へ

